

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月5日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社ヤマダ電機
【報告者の住所又は所在地】	群馬県高崎市栄町1番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	027(345)8181
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管財本部経理・財務担当 坂入 義弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社ヤマダ電機 (群馬県高崎市栄町1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ヤマダ電機をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、エス・バイ・エル株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本文中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

エス・パイ・エル株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成23年8月15日(月曜日)から平成23年10月4日(火曜日)まで(35営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

応募株券等の総数(67,400,000株)が買付予定数の下限(67,400,000株)に達し、かつ、買付予定数の上限(85,000,000株)を超えませんでしたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成23年10月5日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	67,400,000(株)	67,400,000(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	67,400,000(株)	67,400,000(株)
(潜在株券等の数の合計)		()

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	67,400
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年3月31日現在)(個)(g)	168,057
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	40.01

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(g)」は、対象者が平成23年6月28日に提出した第60期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の単元未満株式408,184株から、平成23年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式652株を控除した407,532株に係る議決権の数である407個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(g)」を168,464個として計算しております。

(注2) 対象者が平成23年8月12日に関東財務局長に提出した有価証券届出書によれば、対象者は平成23年8月12日開催の対象者取締役会において、平成23年10月12日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行(普通株式35,000,000株、発行価額は1株当たり62円、総額2,170,000,000円)を決議しており、当社は当該募集株式の総数を引き受ける予定です。かかる第三者割当増資が実施された場合に関して、「対象者の総株主等の議決権の数(g)」を前記(注1)において計算した168,464個に当該第三者割当増資に係る議決権の数35,000個を加えた203,464個として、また、買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数を「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」(67,400個)に当社が引き受ける当該募集株式に係る議決権の数35,000個を加えた102,400個として計算すると、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は50.33%となります。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。